

# 福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

## 全般事項

●各項目において非該当となる場合は、当該項目に斜線を引くことにより当該項目中の○等の記載を省略できます。(最初の項目の非該当への○も省略可能。)

(例：1. 利用円滑化経路(1)利用円滑化経路の確保の項目中、ア床面積の合計が500㎡以上の建築物の利用円滑化経路の摘要欄で「非該当」になるのであれば、項目全体に斜線を引くことで○等の記載を省略可)

整備項目表 (建築物)

整備箇所等	整備項目	整備状況	摘要
1 利用円滑化経路			
(1) 利用円滑化経路の確保	ア 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡)以上の建築物の利用円滑化経路		該当・ <b>非該当</b>
	(ア) 道等(利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の利用円滑化経路を構成する敷地内の通路を地形の特殊性により別表第1第1号ヨ(2)に定める基準に適合させることが困難である場合には、当該車寄せ)から利用居室(共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室)までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適・否	該当・ <b>非該当</b>
	(イ) 利用居室(利用居室のない建築物にあっては、道等)から別表第1第1号チ(1)又は(2)に定めるそれぞれの便所までの経路を1以上設けているか。	適・否	該当・ <b>非該当</b>
	(ウ) 車いす利用者用駐車施設から利用居室までの経路を1以上設けているか。	適・否	該当・ <b>非該当</b>
	イ 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡)未満の建築物で地上階に利用居室を有するものの利用円滑化経路		該当・ <b>非該当</b>
	(ア) 道等から利用居室までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適 否	
	(イ) 地上階に設けられる別表第1第1号チ(1)又は(2)に定める便所から利用居室までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適 否	該当・ <b>非該当</b>
	(ウ) 車いす利用者用駐車施設から利用居室までの経路を1以上設けているか。	適 否	該当・ <b>非該当</b>
	ウ 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、		該当・

●埼玉県福祉のまちづくり条例の届出に際しては、建築安全課のHPに掲載しているQ&Aも御一読ください。

(建築安全課HP : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/fukusinomatudukuri/index.html>)

# 福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

様式第2号(1) (第3条、第5条、第9条関係)

整備項目表 (建築物)

整備箇所等	整備項目	整備状況	摘要	
1 利用円滑化経路				
(1) 利用円滑化経路の確保 ※1 該当の場合の適否の記入について 1-(1)~(10)の各項目において適合している場合は適、適合していない項目が1つでもある場合は否としてください。(努力項目は除く) ※2 多機能トイレ又はチ(2)に定める便所を建築物又はその敷地に設ける場合、該当としてください。 ※3 車いす使用者用駐車施設を設ける場合、該当としてください。 「便所等」とは ・道等 ・多機能トイレ又はチ(2)に定める便所(地上階に設けられるものに限る) ・車いす使用者用駐車施設を指します。	ア 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡)以上の建築物の利用円滑化経路		該当・非該当	
	(ア) 道等(利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の利用円滑化経路を構成する敷地内の通路を地形の特殊性により別表第1第1号ヨ(2)に定める基準に適合させることが困難である場合には、当該車寄せ)から利用居室(共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各寄室)までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※1
	(イ) 利用居室(利用居室のない建築物にあっては、道等)から別表第1第1号チ(1)又は(2)に定めるそれぞれの便所までの経路を1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※2
	(ウ) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路を1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※3
	イ 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡)未満の建築物で地上階に利用居室を有するものの利用円滑化経路			該当・非該当
	(ア) 道等から利用居室までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適・否		※1
	(イ) 地上階に設けられる別表第1第1号チ(1)又は(2)に定める便所から利用居室までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※2
	(ウ) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路を1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※3
	ウ 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡)未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するものの利用円滑化経路			該当・非該当
	(ア) 道等から地上階にある出入口までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適・否		※1
	(イ) 地上階に設けられる別表第1第1号チ(1)又は(2)に定める便所から地上階にある出入口までの経路をそれぞれ1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※2
	(ウ) 車いす使用者用駐車施設から地上階にある出入口までの経路を1以上設けているか。	適・否	該当・非該当	※3
	エ 床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡)未満の建築物は、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの経路を利用円滑化経路としているか。	適・否	該当・非該当	※1
	カ 利用円滑化経路は、できるだけ短くなっているか。	適・否		
キ 階段又は段を設けていないか。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く。	適・否			
ク 幅は、80cm以上か。	適・否			
(2) 利用円滑化経路を構成する出入口	イ 出入口に設ける戸		該当・非該当	

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
(3) 利用円滑化経路を構成する廊下等	利用円滑化経路を構成する廊下等		該当・非該当
	ア 幅は、1.2m以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 廊下等に設ける戸		該当・非該当
	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	エ 段又は傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む。))に限る。以下この様式において同じ。)の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 主として自動車の駐車のために設けられる廊下等の部分	適・否	該当・非該当
	オ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
	カ 廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回することができる場所を設けているか。	適・否	
(4) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	利用円滑化経路を構成する傾斜路		該当・非該当
	ア 幅は、階段に代わるものにあつては1.2m以上、階段に併設するものにあつては90cm以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ こう配は、1/12を超えていないか。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。	適・否	
	エ こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか。	適・否	該当・非該当
	オ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	
	カ 前後の廊下等と容易に識別できるものか。	適・否	

風除室内の内部側の戸も該当します。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

屋内のものについて記入してください。屋外のものについては1-(9)-オ及び1-(10)-オに記入してください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	キ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる踊場の部分 ・ 傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分	適・否	該当・非該当
	ク 高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・非該当
(5) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）	利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）		該当・非該当
	ア かごは、利用居室、別表第1第1号チ（1）又は（2）に定める便所及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止するか。	適・否	
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上か。	適・否	
	ウ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設けられるエレベーター		該当・非該当
	（ア） かごの幅は、1.4m以上か。	適・否	
	（イ） かごの奥行きは、1.35m以上か。	適・否	
	（ウ） かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものか。	適・否	
	エ 床面積の合計が2,000㎡未満の建築物に設けられるエレベーター		該当・非該当
	（ア） かごの幅は、90cm以上か。	適・否	
	（イ） かごの奥行きは、1.2m以上か。ただし、別表第3第1号イからカまで、タからツまで及びウに設けられるエレベーターにあつては1.35m以上か。	適・否	
	オ かごの出入口が複数あるエレベーターには、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。	適・否	
	キ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上か。	適・否	
	ク かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	適・否	
	ケ かご内には、手すりを設けているか。	適・否	
	コ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。	適・否	
	サ かごの出入口には、利用者を感知し、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	
	シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	適・否	

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	ス かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(別表第1第1号ト(1)(八)に定める制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造か。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター(主として視覚障害者が利用するものを除く。)である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合を除く。	適・否	該当・非該当
	セ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター(主として視覚障害者が利用するものを除く。)である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合を除く。	適・否	該当・非該当
	ソ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター(主として視覚障害者が利用するものを除く。)である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合を除く。	適・否	該当・非該当
	タ 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合には、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当*
(6) 利用円滑化	利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー(共同住宅又は寄宿舎に設けられるものに限る。)		該当・非該当
	ア かごは、各住戸、居住者のための共用部分である居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した別表第1第1号チ(1)又は(2)に定める便所及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止するか。	適・否	
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上か。	適・否	
	ウ 床面積の合計が2,000㎡以上の共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーター		該当・非該当
	(ア) かごの幅は、1.05m以上か。	適・否	
	(イ) かごの奥行きは、1.52m以上か。	適・否	
	エ 床面積の合計が2,000㎡以上の共同住宅又は寄宿舎において、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に居住者のための共用部分である居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した別表第1第1号チ(1)又は(2)に定める便所及び車いす使用者用駐車施設を設ける場合に設けられるエレベーター		該当・非該当
	(ア) かごの幅は、1.4m以上か。	適・否	
	(イ) かごの奥行きは、1.35m以上か。	適・否	
	(ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものか。	適・否	
	オ 床面積の合計が2,000㎡未満の共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーター		該当・非該当
	(ア) かごの幅は、90cm以上か。	適・否	
	(イ) かごの奥行きは、1.2m以上か。	適・否	

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	カ かごの出入口が複数あるエレベーターを設ける場合には、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	キ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。	適・否	
	ク 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上か。	適・否	
	ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	適・否	
	コ かご内には、手すりを設けているか。	適・否	
	サ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。	適・否	
	シ かごの出入口には、利用者を感知し、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	
	ス 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	適・否	
	セ 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターには、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当*
(7) 利用円滑化経路を構成するエスカレーター	利用円滑化経路を構成するエスカレーター		該当・非該当
	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に定めるエスカレーターか。	適・否	
(8) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター	利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター		該当・非該当
	ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるエレベーターか。	適・否	
	イ かごの幅は、70cm以上か。	適・否	
	ウ かごの奥行きは、1.2m以上か。	適・否	
	エ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合には、かごの幅及び奥行きが十分に確保されているか。	適・否	該当・非該当
(9) 利用円滑化経路を構成する駐車場の通路	利用円滑化経路を構成する駐車場の通路		該当・非該当
	ア 幅は、1.2m以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか。	適・否	
	エ 駐車場の通路に設ける戸		該当・非該当
	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当
(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当	

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	オ 駐車場内の通路に設ける傾斜路		該当・ 非該当
	(ア) 幅は、段に代わるものにあつては1.2m以上、段に併設するものにあつては90cm以上か。	適・否	
	(イ) こう配は、1/12を超えていないか。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。	適・否	
	(ウ) こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか。	適・否	該当・ 非該当
	(エ) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	
	(オ) 前後の通路と容易に識別できるものか。	適・否	
	(カ) 高さが75cmを超えるものには、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・ 非該当
	カ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
	キ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・ 非該当
(10) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路		該当・ 非該当
	ア 幅は、1.2m以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか。	適・否	
	エ 敷地内の通路に設ける戸		該当・ 非該当
	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・ 非該当
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・ 非該当
	オ 敷地内の通路に設ける傾斜路		該当・ 非該当
	(ア) 幅は、段に代わるものにあつては1.2m以上、段に併設するものにあつては90cm以上か。	適・否	
	(イ) こう配は、1/12を超えていないか。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。	適・否	
	(ウ) こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか。	適・否	該当・ 非該当
	(エ) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	
	(オ) 前後の通路と容易に識別できるものか。	適・否	
	(カ) 高さが75cmを超えるものには、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・ 非該当

部分には、  
ただし書きに該当する計画の場合は適とし、  
欄外に(ただし書き)と記入してください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	カ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
	キ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・ 非該当
2 視覚障害者利用 円滑化経路	ア 道等(利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の用円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により別表第1第1号ヨ(2)に定める基準に適合することが困難である場合においては、当該車寄せ)から案内設備(点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。ア及びイにおいて同じ。)までの経路のうち1以上を視覚障害者利用円滑化経路としているか。ただし、当該道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する設に設けられるものである場合、又は当該案内設備が建築物の内にある当該建築物を管理する者等の常駐するものであって、当該案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が同号ロ(2)及び(3)に定める基準に適合している場合を除く。	適・否	該当・ 非該当
	イ 視覚障害者利用円滑化経路には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。	適・否	
	ウ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分及び段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 ・ 段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられる踊場の部分	適・否	該当・ 非該当
	エ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分及び段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 ・ 段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられる踊場の部分	適・否	該当・ 非該当
3 出入口 <small>利用円滑化経路上以外のものについて記入してください</small>	ア 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・ 非該当
	イ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・ 非該当
4 廊下等(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。) <small>利用円滑化経路上以外のものについて記入してください</small>	廊下等(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)		該当・ 非該当
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	イ 廊下等に設ける戸		該当・ 非該当
	(ア) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・ 非該当
(イ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・ 非該当	

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

当該ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

(2) 当該ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

風除室内の内部側の戸についても該当します。



# 福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

2020年1月

	ウ 通行の際に支障となる段を設けていないか。ただし、やむを得ない理由で段を設ける場合には、別表第1第1号へに定める基準に適合しているか。	適・否	
	エ 段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分	適・否	該当・非該当
	オ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
5 傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）	傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）		該当・非該当
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。		
	イ こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか。	適・否	該当・非該当
	ウ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	
	エ 前後の廊下等と容易に識別できるものか。	適・否	
	オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる踊場の部分 ・ 傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分	適・否	該当・非該当
6 階段（その踊場を含む。）（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）	階段（その踊場を含む。）（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）		該当・非該当
	ア 両側に手すりを設けているか。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 回り段を設けていないか。	適・否	
	エ 段を容易に識別できるものか。	適・否	
	オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造としているか。	適・否	
	カ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合を除く。	適・否	該当・非該当
7 便所（共同住宅又は寄宿舍の各住戸に設けられるものを除く。）	便所（共同住宅又は寄宿舍の各住戸に設けられるものを除く。）		該当・非該当

階段の基準を指します。（両側手すり 他）

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

利用円滑化経路上以外のものについて記入してください。屋内のものについて記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

屋内に設ける主たる階段について記入してください。屋外に設ける階段（敷地内の通路に設ける段差等）は14-イに記入してください。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

(1) 多機能トイレ等の設置  下記以外の建築物を指します。 ・床面積の合計が500㎡以上の建築物 ・専ら高齢者、障害者等が利用する建築物	ア 床面積の合計が500㎡以上2,000㎡未満の建築物又は専ら高齢者、障害者が利用する建築物に便所を設ける場合には、多機能トイレを1以上設けているか。	適・否	該当・非該当
	イ 別表第1第1号チ(1)の規定により多機能トイレを設けることとされる建築物以外の建築物に便所を設ける場合には、多機能トイレを1以上又は別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当
	ウ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に多機能トイレに加えて便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。ただし、多機能トイレを2以上設ける場合を除く。	適・否	該当・非該当
(2) 多機能トイレ  ・(1)ーイに該当し、多機能トイレを設けない場合は、記入不要です。その場合、斜線を引いてください。	ア 出入口の幅は、80cm以上か。	適・否	
	イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当
	ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	エ 出入口には、通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	オ 内部は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造か。	適・否	
	カ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	キ 多機能トイレに設ける洗面器 (ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者の利用しやすい空間が設けられているか。	適・否	
	(イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものか。	適・否	
(ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものか。	適・否		
ク 出入口又はその付近に、多機能トイレが設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		
(3) 別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所  ・(1)ーイに該当し、多機能トイレを1以上設ける場合は、記入不要です。その場合、斜線を引いてください。 ・(1)ーウに該当し、多機能トイレを2以上設ける場合は、記入不要です。その場合、斜線を引いてください。	ア 車いす使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられているか。	適・否	
	イ 便房及びその便房のある便所の出入口は、80cm以上か。	適・否	
	ウ 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当
	エ 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	オ 洗面器 (ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者の利用しやすい空間が設けられているか。	適・否	
	(イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものか。	適・否	

閉たし蓋きに該当する詳細の場合は適とし、欄外に(ただし書き)と記入してください。

別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所とは、多機能トイレの基準は満たさないものの、車いす使用者の利用可能な空間が確保されている等の基準を満たす便所を指します。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	(ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものか。	適・否	
	カ 便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	
(4) オストメイト用設備	ア 便所を設ける場合には、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当*
	イ 別表第3第1号イからチまで、ヌからカまで、タからツまで、ム(床面積の合計が2,000㎡以上に限る。)及びウに利用者の用に供する便所を設ける場合並びにリ(床面積の合計が50㎡以上に限る。)においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当
(5) 男子用小便器	ア 男子用小便器のある便所を設ける場合には、1以上を子ども等の円滑な利用が可能な床置き等の小便器としているか。	適・否	該当・非該当
	イ アにより床置き等の小便器を設けた場合における1以上の便所の床置き等の小便器は、両側に手すりを適切に配置しているか。	適・否	該当・非該当
(6) 乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備	ア 床面積の合計が500㎡以上の建築物(下宿、市場、遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、待合、自動車車庫、工場、事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。イにおいて同じ。)に便所を設ける場合には、次の基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当
	(ア) 便房には、乳幼児用いすが設けられているか。	適・否	
	(イ) 便所又は別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所には、乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられているか。	適・否	
	(ウ) 乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられた便所及び別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	
	イ 床面積の合計が500㎡未満の建築物に便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(7)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当*
8 浴室等(住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。) 「浴室等」とは多数の利用者の用に供する以下のものを指します ・浴室 ・シャワー室 ・更衣室	浴室等(住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。)		該当・非該当
	ア 出入口		
	(ア) 幅は、80cm以上か。	適・否	
	(イ) 戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	(エ) 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	

上記アの項目が適の場合、該当としてください。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	イ 更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合には、それぞれ1以上の出入口の幅は、80cm以上か。	適・否	該当・非該当
	ウ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか。	適・否	
	エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	オ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものか。	適・否	
9 客室（ホテル、旅館又は下宿に設けられるものに限る。）	客室（ホテル、旅館又は下宿に設けられるものに限る。）		該当・非該当
	ア 客室の総数が50以上の場合には、配慮された客室を1以上設けているか。	適・否	該当・非該当
	（ア） 客室の総数が50以上200以下の場合には、当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上の配慮された客室を設けているか。	適・否	該当・非該当*
	（イ） 客室の総数が200を超える場合には、当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の配慮された客室を設けているか。	適・否	該当・非該当*
	イ 客室の総数が50未満の場合には、配慮された客室を1以上設けているか。	適・否	該当・非該当*
10 客席（観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場に設けられるものに限る。）	客席（観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場に設けられるものに限る。）		該当・非該当
(1) 車いす使用者用の客席	ア 奥行きは、1.2m以上か。	適・否	
	イ 幅は、90cm以上か。	適・否	
	ウ 車いす使用者用の客席までの経路		
	（ア） 幅は、1.2m以上か。	適・否	
	（イ） 客席までの経路に設ける傾斜路 高低差がある場合には、次の構造の傾斜路を設けているか。		該当・非該当
	a 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	b 幅は、階段に代わるものにあつては1.2m以上、階段に併設するものにあつては90cm以上か。	適・否	
	c こう配は、1/12を超えていないか。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。	適・否	
エ 車いす使用者用の客席の数			
（ア） 客席の総数が200以下の場合には、当該客席の総数に1/50を乗じて得た数以上の客席は、別表第1第1号ル（1）及び（2）に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当*	

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	(イ) 客席の総数が200を超える場合には、当該客席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の客席は、別表第1第1号ル(1)及び(2)に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当*
(2) 難聴者用の客席	ア 客席の総数が200以下の場合には、当該客席の総数に1/50を乗じて得た数以上の客席は、難聴者の聴力を補うための装置を設けたものとしているか。	適・否	該当・非該当*
	イ 客席の総数が200を超える場合には、当該客席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の客席は、難聴者の聴力を補うための装置を設けたものとしているか。	適・否	該当・非該当*
1.1 カウンター等 「カウンター等」とは利用者の用に供する以下のものを指します ・カウンター ・記載台 ・公衆電話台	ア カウンター等を設ける場合には、それぞれ1以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。	適・否	該当・非該当
	イ 券売機その他の機器を設ける場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けているか。 <b>現金自動預払機(ATM)なども該当します。</b>	適・否	該当・非該当*
1.2 案内板等	ア 案内板等		該当・非該当
	(ア) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したもののか。	適・否	
	(イ) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、 <b>子どもが理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号</b> など <sup>子ども</sup> に <sup>号</sup> 適 <sup>に</sup> 書 <sup>き</sup> に <sup>該</sup> 当 <sup>す</sup> る <sup>計</sup> 画 <sup>の</sup> 場 <sup>合</sup> は <sup>適</sup> と <sup>し</sup> 、 <sup>欄</sup> 外 <sup>に</sup> ( <sup>た</sup> だ <sup>し</sup> 書 <sup>き</sup> )と <sup>記</sup> 入 <sup>し</sup> て <sup>く</sup> だ <sup>さ</sup> い。	適・否	
	(ウ) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けているか。	適・否	
	イ 建築物又は敷地内に主要な案内板を設けているか。ただし、容易に視認できる場合を除く。	適・否	
	ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した昇降機、便所又は駐車場等の付近には、当該昇降機、便所又は駐車場等の配置を表示した表示板を設けているか。	適・否	該当・非該当
	エ 案内、呼び出し等の窓口を設ける場合には、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けているか。	適・否	該当・非該当*
オ 消防法第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物(自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。)を設ける場合には、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したもののか。	適・否	該当・非該当	
1.3 駐車場等			
(1) 車いす利用者用駐車施設(共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。)	車いす利用者用駐車施設(共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。)		該当・非該当
	ア 幅は、3.5m以上か。	適・否	
	イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平としているか。	適・否	
	ウ 車いす利用者用駐車施設又はその付近に、車いす利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否	
	エ 車いす利用者用駐車施設の数		

案内板又は表示板を設ける場合、該当としてください。

利用者の用に供する駐車場を設ける場合に該当となります。

福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

	(ア) 自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか。	適・否	該当・非該当
	(イ) 自動車の全駐車台数が200を超える場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか。	適・否	該当・非該当
(2) 高齢者、障害者等優先停車施設（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く。）	高齢者、障害者等優先停車施設（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く。）		該当・非該当*
	ア 車両への乗降の用に供する部分は、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平としているか。	適・否	*
	イ 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口（別表第1第1号ハ（2）に定める基準に適合するものに限る。）から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、同号ヨ（2）に定める基準に適合しているか。	適・否	
	ウ 高齢者、障害者等優先停車施設又はその付近に高齢者、障害者等優先停車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否	
1.4 敷地内の通路 利用円滑化経路上以外のものについて記入してください	敷地内の通路		該当・非該当
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	イ 敷地内の通路に設ける段		該当・非該当
	(ア) 手すりを設けているか。	適・否	
	(イ) 回り段を設けていないか。	適・否	
	(ウ) 段を容易に識別できるものか。	適・否	
	(エ) 段鼻の突き出しがない等によりつまずきにくい構造か。	適・否	
	ウ 敷地内の通路に設ける傾斜路		該当・非該当
	(ア) こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか。	適・否	該当・非該当
	(イ) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	
	(ウ) 前後の通路と容易に識別できるものか。	適・否	
	エ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
	オ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・非該当
1.5 授乳場所等	ア 床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、授乳場所等を設けているか。	適・否	該当・非該当
	イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、授乳場所等を設けているか。	適・否	該当・非該当*
	ウ 出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	該当・非該当

車寄せを設ける場合に該当します。

高齢者、障害者等優先停車施設を設けない場合は斜線を引いてください

利用円滑化経路に併設する段や、玄関ポーチ等に設ける段も該当します。

両側手すりが必要です。

ただし書きに該当する計画の場合は適とし、欄外に（ただし書き）と記入してください。

## 福祉のまちづくり条例整備項目表 記入の手引き 2020年1月

16 休憩設備	ア 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（公衆便所、自動車車庫、共同住宅及び寄宿舍を除く。）には、休憩設備を設けているか。	適・否	該当・非該当
	イ 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	該当・非該当

注意 「摘要」欄の\*印は、その整備項目が努力項目であることを示す。